

令和8年度 工賃向上計画書

事業所（施設）名	ふきのとう舎				事業種別	就労継続支援B型事業		
平均工賃の推移	前々年度（令和6年度）実績				前年度（令和7年度）実績			
	期	上半期	下半期	通期	期	上半期	下半期	通期
	月額	16,947	18,850	17,911	月額	18,095	20,087	19,091
	時間額	165	187	172	時間額	221	250	236
平均工賃の目標	今年度（令和8年度）目標				9年度以降の目標			
	期	上半期	下半期	通期	期	2027年		2028年
	月額	23,800	23,900	23,850	月額	24,400		24,500
前々年度と比較した前年度の工賃支給状況	支払総額		(○) 増加傾向 () 横ばい傾向 () 減少傾向					
	延べ工賃支払対象者		(○) 増加傾向 () 横ばい傾向 () 減少傾向					
	延べ勤務時間数		(○) 増加傾向 () 横ばい傾向 () 減少傾向					
	平均工賃	月額	(○) 増加傾向 () 横ばい傾向 () 減少傾向					
		時間額	(○) 増加傾向 () 横ばい傾向 () 減少傾向					
前年度の作業種目及び収入実績	作業種目		前年度収入額	割合	傾向			
	受託加工		1,052千円	11%	受注作業は比較的安定			
	自主製造・販売		3,673千円	40%	全体的に資材高騰			
	仕入・販売		千円	%				
	飲食		千円	%				
	サービス		千円	%				
	他（委託清掃）		千円	4,506%	清掃場所が増えたことで増加			
	合計		千円	9,232%				
前年度に工賃向上に効果上げた具体的な事項	委託清掃場所が増えたことで毎月の収入が5万程あがりました。 販売会に多く参加したことで珈琲の売り上げが増加しました							
工賃向上のためにクリアしなければならない課題事項（複数回答可）	☐ 販売品に魅力がない ☐ 販売品種が少ない ☐ 販売先が限られている ☐ 立地条件が悪い ☐ 受注単価が安い ☐ 多量の注文が受けられない ☐ 他事業所とのネットワークがない ☐ 職員の作業負荷増大 ☐ 利用者の作業負荷増大 ☐ 職員のコンセンサス ☐ 利用者特性 ☐ その他（円安による資材高騰）							
計画している改善策（複数回答可）	☐ 品質の向上 ☐ 販路開拓 ☐ 新商品開発 ☐ 他事業所とのネットワーク化 ☐ 内部努力 ☐ 作業種目の見直し ☐ 職員の意識啓発 ☐ 神奈川県工賃向上支援事業への積極的な参加 ☐ その他（ ）							
工賃向上のために各年度に取り組む具体的方策	令和8年度：2027年横浜で行われるグリーンエキスポに参加予定ですので、そこでコーヒーの宣伝などを行う売り上げに繋げていきたいと共います							
	令和9年度：毎年のお中元、御歳暮のコーヒー大口注文を獲得していきます。そのために繋がりのある企業へアピールしていきます							
	令和10年度：委託清掃先が変更になる可能性があるため、市と相談してふきのとう舎の職員体制が整えば2か所獲得出来る出来れば増収が見込まれます。							

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日付け障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抜粋）

3. 各事業所における取組

(3) 「事業所工賃向上計画」の作成

ア 「事業所工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和8年度までの各年度の目標工賃月額

令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直されている点に留意すること。

① 前年度における工賃支払総額を算出

② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

③ 前年度における工賃支払総額（①）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（②）÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(イ) 令和8年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「事業所工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や共同受注窓口、経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大、農業分野、IT分野等の新たな生産活動分野の開拓など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

令和6年度から令和8年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。なお、工賃目標については前年度以上とする。

a 各事業所の令和5年度の平均工賃実績

b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入

c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金の状況

d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

事業所工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。

b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。

c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。

d 企業等から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的であることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、引き続き施設外就労の実施を検討すること。

e 在宅でのサービス利用を希望する者であって在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能であることから、障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。 f 工賃の向上に当たっては、地域の実情を把握している共同受注窓口との連携や産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、農業事業者、伝統産業、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。